

[事案 2019-306] 新契約無効請求

・令和 3 年 6 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不十分な説明により、希望したものとは異なる契約内容になっていることを不服として、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 4 月に、銀行を募集代理店として契約した豪ドル建一時払終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料とこれまでに受領した定期引出金との差額を返還してほしい。また、本契約の保険料を捻出するために他契約を解約したので、その解約により生じた損失を損害賠償してほしい。

- (1) 外貨建保険の仕組みや内容についての説明がなく、熟慮期間もなかった。
- (2) 為替の影響について具体的な説明を受けておらず、為替リスクを認識していなかった。
- (3) 被保険者である妻への説明もなく、しかるべき家族の同席がないなど、高齢者ルールが守られていない。
- (4) 自分の投資経験は、主体的なものではなく、金融機関の勧めに応じてただけであって、経験が豊富とはいえない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の意向は、高リスクも受け入れられるとのことであった。
- (2) 平成 25 年 3 月に募集人らはパンフレットの説明と交付を行い、同年 4 月にはパンフレットと設計書で説明を行っており、十分な熟慮期間があった。
- (3) 募集人らは、為替リスクについて明記されたパンフレット、死亡保険金・解約返戻金シミュレーション、設計書、積立利率のお知らせを用いて、十分な説明を行った。
- (4) 申込時には、申立人の妻も同席しており、募集人らは妻に対しても説明を行っている。募集人らは、保険会社および代理店の高齢者ルールに則って募集していた。
- (5) 申立人は、為替リスクを伴う商品の投資経験もあり、投資経験は豊富である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。